

[事案 2021-193] 新契約無効請求

・令和4年4月18日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に契約した米ドル建積立終身保険について、令和3年4月に解約したが、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、早期解約のリスクについての説明はあったが、為替リスクの説明はなかった。
- (2)募集人が、「米ドル建は元本割れしない。円建は元本割れする。」「10年積み立てれば、以後は増え続けるので大丈夫。」と述べたことから、保険料を10年支払えば、後は放っておくだけでお金が増え続け、円で元本が保証される商品であると誤信した。
- (3)設計書、重要事項説明書、パンフレットを交付されたが、これらの書類の詳しい説明がなかった。
- (4)募集行為は、消費者契約法に違反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人と複数回面談し、ご契約のしおり・約款、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、パンフレット、設計書を用いて説明を行った。いずれの資料においても、為替リスクがあることが明記されている。
- (2)募集人は、10年間の保険料払込期間満了前には、外貨ベースでも解約払戻金額が払込保険料累計額を割り込む可能性があること、保険料払込期間満了後は、外貨ベースで解約払戻金額が払込保険料累計額を少しずつ上回っていくことを説明した。また、円貨に換算した場合についても、具体的に説明した。
- (3)意向把握・意向確認・適合性確認を申込みの際に実施しており、申立人は、米ドル建である本契約の特徴、利点、リスクについて理解している旨回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、元本保証のある商品だと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。